

(二) 宗教団体紛争の若干の類型と裁判所法第三条第一項

安 武 敏 夫

(龍谷大学)

私に与えられました課題は、裁判所法第三条第一項の「法律上の争訟」との関係から、少し宗教団体紛争に関する問題を整理するという事です。そのような問題にある程度限定しながら、宗教団体の民事紛争について若干考えてみたわけですが、今日の報告は私の見解を述べるといふことではなしに、判例のうえでどういふ問題があるかということをご報告することに留めさせて頂きたいと思ひます。

まず取り上げました問題としましては、第一に、宗教団体紛争の中心的な課題の一つであります宗教上の地位である教主、管長、住職という地位をどのように考えるか、これが「法律上の争訟」とどう係りあっているのかという問題があります。第二に、裁判所法第三条第一項との関係がよく問題になります懲戒処分事件に関する問題があります。この二つが裁判所法第三条第一項との関係で問題となっている中心的なものでしょう。

これらの問題以外に、大きな問題としましては、宗派離脱に関する紛争や、あるいは寺権関係上の紛争などがありますが、宗派離脱に関する紛争は、宗教学法人法(以下、「法人法」といふ)第七八条(被包括関係の廃止に係る不利

益処分分の禁止等)、第二六条(規則の変更の手続)との関係で問題が展開されておりますので、ここでは割愛させていただきます。なお、寺権紛争の問題につきましても、宗教法の研究上非常に興味のある問題が数多くありますけれども、これにつきましては、どちらかといえますと、むしろ法律学的な考察と同様に、宗教社会学や仏教史学からのアプローチも必要であり、宗教法研究の独自の、学際的な領域として興味ある分野ではなからうかと思えます。これもこのような問題があるということだけに留めさせていただきたいと思えます。

(一)、教主、管長、住職の地位をめぐる紛争

まず最初に、教主、管長、住職の地位ですが、ここでは宗教上の地位を表わす一般的な用語だとしてご理解頂きたいと思えます。文化庁あたりでお使いになっている用語でいえば、教主、住職で十分でしょうが、管長という名称が既成仏教教団では多く用いられていますので掲げてみました。名称としましては、この外に、法主、門主等が用いられていますことはご承知のとおりです。

判例・学説では、教主、管長、住職の地位をめぐる紛争を一般化しまして、住職の地位をめぐる紛争と言う場合が多いかと思えますが、教主、管長の地位と住職の地位には若干の(あるいは本質的な)相違がございます。前者は教団における宗教上の最高の地位であり、宗教的権威に基づいて、住職の任免権や僧侶の懲戒権、教義の正否の裁定権などの宗教上の最高の権能を有しますのに対して、後者は単位寺院(本山を除く)、いわゆる末寺の宗教的地位であり、その儀式法要を主宰する地位であります。前者が宗教的な純粋性を要求され世俗的権限と分離される場合が多いのに対して、後者は宗教上の権限と世俗的権限がともに内包されているのが一般的です。このことは、宗教法人たる一般寺院の代表役員の地位が、「この寺院の住職をもって充てる」と充て職になっていることから明らかであります。したがって、両者に関する判例を検討するときには、その相違を前提にすべきであります。判例は、この問題につきまして、教主、

管長、住職の地位は、宗教上の地位であって法律上の地位ではなく、したがって、これらの地位の確認を求める訴は、裁判所法第三条第一項の「法律上の争訟」に該らないと判示してきており、これが判例の原則的な立場とされております。教主、管長、住職の地位の確認を求める訴が法律上の争訟に該らないと判例がいう論拠は、判例では必ずしも明確にいはれませんが、現行の法人法の解釈にその論拠の一つがあるように解されます。法人法以前の関係法ないし各種法案（宗教団体法や宗教法人令、明治三十二年第一次宗教法案から昭和一〇年宗教団体法案に至る各関係法案）では、教主、管長は別として、住職の地位に宗教的地位と世俗的地位をもに付与し、寺院の代表あるいは寺院における主宰者と位置づけ規定しています。これに対しまして、現行法人法では、住職という用語さえできてきません。法人法第一八条一項、二項は、代表役員の選任方法を規定していますが、條文上では、代表役員選任との関係からは住職は問題にされておらず、したがって、代表役員と住職とは別の地位であり、代表役員は法律上の地位、住職は宗教上の地位という図式が生じてくるのではなからうかと思われまます。いいかえますと、法人法は、宗教団体の宗教性よりは団体に重点をおき、団体の機関としての代表役員がその世俗的な事項を執行するという立場をとっています。宗教団体を法人として構成する場合には、このように解することは当然のことといえましよう。またこの限りにおいては、住職という宗教法の地位は、捨象されてしかるべきかとも思われまます。判例の中には、住職が代表役員となっているケースにつきまして、両者を別々に分離し、住職が代表役員になるということをし、いわば代表役員の選任方法と同視し、法人法第一八条二項に規定する「別段の定め」、すなわち、寺院規則あるいは宗派の諸規程の定めによって、住職が代表役員たる地位に就くと解するものもありません。この解釈の前提としては、法人法第一八条二項は、原則的には責任役員の互選によって代表役員が選任さるべきだという解釈があるように考えられます。また他方では、住職たる地位は当然に宗教上の地位であり、それは、法人法第一条第二項や第八五条を根拠として、宗教団体の自治に任か

されているものということが前提されているものでしょう。ここでの重要な問題は、住職、特に一般寺院の住職たる地位と代表役員たる地位をこのように画然と分離するだけでよいのか、両地位の実際上の関連性や両地位を一人が兼有することの必然性をどう理解し、それを法律問題としてどのように構成するかにあるのではないのでしょうか。

教主、管長の地位と住職の地位との相違や住職の地位の前記の問題を考慮に入れながら、これらに関する主要な判例を掲げてみたいと思います。

まず、教主の地位に関する「ほんみち教甘露台地位確認請求事件」（大阪高判昭和四〇年七月二日高裁民集一八巻四号三四頁）があります。判決は、「宗教団体の主宰者たる地位が教義上信仰の中心的存在であることに由来するものである場合」には、その地位をめぐる紛争は、「法律上の争訟に該当しない」と判示し、請求を却下しています。教主、管長たる地位が宗教団体、とくに教団における教義上信仰の中心的存在であると解される以上、この判決は十分に首肯できるところであります。ただ注意すべきことは、宗教団体の「教義上信仰の中心的存在」という場合は、教団の教主たる地位を意味し、一般寺院の住職はこの概念には入らないということです。なぜならば、教主、管長だけが教団の教義上信仰の中心的存在であり、教団における宗教上の最高地位、宗教的象徴的地位を意味しているからです。したがって、この地位の確認を求める訴について司法審査権が及ばないと解すべきことには問題がないと思います。教主、管長の地位をめぐる紛争で残る問題は、教主の選任手続の違法無効を求める場合であります。教主の選任手続が教団内部の自律規範で規定されている場合や慣習化されている場合には、司法審査権の範囲に入ると解すべきではなからうかと考えています（「本門寺事件」本門寺代表役員地位確認等請求事件・最判昭和五五年四月一〇日判例時報九七三号八五頁はこの場合の参考判例）。

次に住職の地位をめぐる判例を見てみます。まず代表的な判例を掲げておきましょう。

① 日蓮宗正伝寺事件

○ 特命住職任命無効・職務執行停止仮処分事件、東京地判昭和二五年九月一六日下民集一卷九号一四五四頁。

○ 同上告審判決、最(大)判昭和三〇年六月八日民集九卷七号八八八頁。

○ 同本案判決、東京地判昭和三三年二月七日日下民集九卷二号一六二頁。

② 臨濟宗相国寺派慈照寺(銀閣寺)事件・代表役員住職地位確認請求事件

○ 控訴審判決、大阪高判昭和四一年四月八日高裁民集一九卷三号二二六頁。

○ 上告審判決、最判昭和四四年七月一〇日民集二三卷八号一四二二頁。

③ 曹洞宗種徳寺事件・住職罷免無効確認、損害賠償、不動産等引渡請求事件

○ 控訴審判決、東京高判昭和五一年四月二八日判例時報八二四号六九頁。

○ 上告審判決、最判昭和五五年一月一日民集三四卷一号一頁。

④ 日蓮宗本門寺事件・代表役員地位確認等請求事件

○ 控訴審判決、東京高判昭和五一年一月二九日判例時報八三七号一九頁。

○ 上告審判決、最判昭和五五年四月一〇日判例時報九七三号八五頁。

⑤ 日蓮宗管長選挙無効確認請求事件、東京地判昭和三六年三月二四日下民集一二卷三号五九八頁。

⑥ 真言宗豊山派無量寺事件・代表役員地位確認請求事件、東京地判昭和五四年九月二六日判例タイムス四〇二号

八〇頁。

上記の六事件のうち④⑤を除き、一般寺院の住職の地位をめぐる紛争です(④本門寺は、現在は、単立寺院となっているが、沿革的にも、実際上も包括団体的な性質をもっています)。

② 銀閣寺事件は、銀閣寺という一般寺院（被包括法人）の代表役員の地位とともに住職たる地位の確認を求めたものですが、この場合の請求の相手方は包括団体たる宗派・臨濟宗相国寺派（及び同派代表役員）になっています。ここには、住職の性質や任免権者、代表役員の機関としての性質などについて若干の混乱がみられるように思われます。つまり、住職は第一義的には、儀式の執行、教義の宣布、檀信徒の教化等宗教行為の主宰者であり、かつ教団の定める教師資格を有し、教団内にその地位を置き、教団の宗教的最高位者たる教主、管長から特定寺院の住職として任命される立場にある以上、住職の地位を争う場合には、その任免権者たる教主、管長（世俗的地位としての宗派の代表役員ではない）を被告としなければならぬはずであり、また寺院宗教法人の代表役員の地位を争うときには、代表役員たる地位が単位宗教法人の機関である以上、当該宗教法人（銀閣寺事件では宗教法人慈照寺）およびその（後任）代表役員を相手とすべきではなからうかと思えます。こういう点では、訴訟当事者の問題で若干の手続的な混乱があるのではないかと考えます。

銀閣寺事件は、住職の地位に関する判例として先例的意義を認められてきました。すなわち、「住職たる地位は、元来、儀式の執行、教義の宣布等宗教的な活動における主宰者たる地位であって、同寺の管理機関としての法律上の地位でない……（から）……代表役員および責任役員としての法律上の地位の確認請求をするともに、これとは別個にその前提条件としての住職たる地位の確認を求めるといふのは、単に宗教上の地位の確認を求めるとは異なるものであって、法律上の権利関係の確認を求めるとはいえず、したがって、このような訴は、その利益を欠くものとして却下を免れない。」と判示しています。住職たる地位の確認を求めるとは、結局は裁判権の範囲外ということになるのでしょう。この判例理論は、住職をめぐる具体的な紛争に強い影響を与え、各地で見られるこの種の紛争では、請求を「代表役員地位確認」とするケースが多く見られます。

銀閣寺事件の立場は、③種徳寺事件においても引き継がれています。種徳寺の解任された住職（前任職という）が、曹洞宗、種徳寺を被告として、住職・代表役員（曹洞宗）の地位の確認を求めたのに対して、「上告人（前任職）の新訴（曹洞宗に対する住職たる地位の確認請求）は、ひっきりょう、単に宗教上の地位についてその存否の確認を求めすぎないものであって、具体的な権利又は法律関係の存否について確認を求めるとはいえないから、かかる訴は確認の訴の対象となるべき適格を欠くものに対する訴として不適法であるというべきである。」と判示しています。最高裁のこの二判例によって、住職たる地位確認の訴は裁判所法第三条第一項の「法律上の争訟」に該らないことが、判例法上確定したかに見えないこともありません。しかしながら他方では、これとやや趣旨を異にする判例の流れがあることに注目する必要があります。

①正伝寺事件は、日蓮宗管長が檀信徒の意志とは異った住職を任命したのに対して、檀信徒がその住職の地位不存を確認を求めて訴を提起したものです。判決は結局、管長による住職の任命を認め、特にその任命手続（宗派の内部的自律規範による任命手続）の適法性、有効性を肯定するものですが、ここでは、教団の内部的自律規範の有効性を前提として判断されています。したがって、もし住職任免手続の違法を根拠に住職たる地位を争ったときにはどうなるかが問題となります。④本門寺事件はこの問題に正面から判断したものであり、また代表役員たる地位確認の前提問題として、住職たる地位の存否について判断したものです。判決は、「寺院の住職というような本来宗教団体内における宗教活動上の地位にある者が当該宗教法人の規則上当然に代表役員兼責任役員となるとされている場合において……（は）……裁判所は、特定人が当該宗教法人の代表役員等であるかどうかを審理、判断する前提として、その者が右の規則に定める宗教活動上の地位を有する者であるかどうかを審理、判断することができるし、またそうしなければならぬというべきである。」と述べたうえで、「専ら上告人寺（本門寺）における住職選任の手

統上の準則に従って選任されたかどうか、また、右の手統上の準則が何であるかに関するものであり、このような問題については、それが前記のような代表役員兼責任役員たる地位の前提をなす任職の地位を有するかどうかの判断に必要不可欠のものである限り、裁判所においてこれを審理、判断することになんらの妨げはないといわなければならない。」と判示しています。もっとも、このような判断は、「宗教活動上の自由ないし自治に対する介入にわたらない限り」という限界を当然に設定し、代表役員責任役員という「法律上の地位」存否の前提問題としてののみなしうる」と述べています。この論旨は、銀閣寺事件が、代表役員たる地位確認の前提条件としての任職たる地位確認を不適法を訴と判示したことをやや趣旨を異にするように思われます。したがって、任職たる地位の選任手統の有効、無効それ自身が司法判断の対象になりうるのか、それともそのような問題も法律上の地位ないし法律上の権利関係との関係の中でのみ審理対象になりうるのかが問題となりましょう。

さらに③種徳寺事件は、判決要旨前段では前に述べましたように任職の地位確認についての訴を不適法と判断しながら、他方被告種徳寺側からの原告前任職に対する不動産等引渡請求事件につきましましては、「他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として特定人につき任職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有するものと解すべきであり、このように解することと任職たる地位の存否それ自体について確認の訴を許さないこととの間にはなんらの矛盾もないのである。」と判示しています。これは、銀閣寺事件が、「任職たる宗教上の地位に与えられる代表役員および責任役員としての法律上の地位ならびにその他の権利義務（たとえば、報酬請求権や寺院建物の使用権など）のすべてを包含するのいみにおいて、権利関係の確認を訴求する趣旨であれば格別」と傍論で述べていることと同旨の問題でありまし



う。

以上の諸問題を考えますと、住職たる地位の確認を求める訴が「法律上の争訟」に該るかどうかということは、むしろ今後の判例の形成にまつほかはないのではなからうかと思えます。当事者適格の問題、住職たる地位の確認が法律上の問題の前提問題とされる場合の法律上の問題の範囲、宗教的事項と司法判断の限界など多くの問題が明らかにされて行く必要があります。

(二) 宗教団体内部の懲戒処分をめぐる紛争

まず、この問題に関する判例を掲げておきます。

① 真宗仏光寺派正覚寺事件

・寺院主管者地位確認等請求事件、福岡高判昭和二七年一月三一日高裁民集五卷四号一一三頁。

② 真宗大谷派恩徳寺事件

・懲戒処分無効確認被包括関係廃止確認等請求事件、大津地判昭和三〇年二月一五日下午民集六卷一一二号二五九二頁。

③ 天台宗宗務所長解職事件・解職行為取消請求資格確認等請求事件

。第一審判決、大津地判昭和三五年五月二四日下午民集第一一巻五号一一四五頁。

。控訴審判決、大阪高判昭和三六年六月七日下午民集第一二巻六号一三一一頁。

④ 臨済宗相国寺派慈照寺(銀閣寺)事件

前記一二頁の事件控訴審判決参照。

⑤ 曹洞宗松厳寺事件・住職罷免無効確認請求事件

。控訴審判決、東京高判昭和三八年一〇月一六日判例時報三五三号二七頁。

。上告審判決、最判昭和四一年三月三十一日訴務月報一二卷五号六六九頁。

⑥ 修道会聖心布教会事件

・司祭除名処分無効確認請求事件、名古屋地判昭和五一年四月二六日判例時報八四一七〇頁。

⑦ 浄土真宗近松別院事件

・別院輪番懲戒処分無効確認請求事件、京都地判昭和五三年二月二七日龍谷大学宗教法研究会編「宗教法研究」第一輯一一九頁。

。本件の仮処分事件（懲戒処分効力停止仮処分事件）の京都地判昭和五二年五月二〇日は判例時報八六九号八八頁に掲載されている。

① 正覚寺事件は、裁判所法第三条第一項が問題となった事件ではなく、住職と宗派管長との間で結ばれた誓約書を有効として、これに違反した住職の解任を有効としたものです。住職は、昭和一七年一月附で、佛光寺派管長に対して、(一)檀信徒の教導を怠らないこと。(二)宗務所の命令を遵奉し部内の和合を破らないこと。(三)堂宇及び法宝物什器等の保存を怠らないこと。若し右条項に違背の節は退職を命ぜられても異議がない。旨の誓約書を差し入れたのですが、その後の住職の言動が不穩当であったため、長年にわたり同寺院を支持して来た檀徒総代との間に自然意見の疎通を欠く結果となり、遂にその支持を失うに至ったものです。その後の寺檀紛争が誓約書に違反するとして、解任された事件です。

② 恩徳寺事件は、住職の非違行為に基づく懲戒処分と被包括閑廃止に係る不利処分の禁止（法人法第七八条第一項第二項）との関係が問題となった事件であります。判決は、本件の懲戒処分が住職（原告）の非違行為に原因するものであり、住職の方で、その非違行為が本山において問題となり、そのため懲戒をうけるのをおそれ、これを逃れる目的で、被包括閑廃止を廃止しようとしたものであることを認定し、宗派の審問院による住職の懲戒処分を有効と判示し

ています。

③天台宗宗務所長解職事件は、天台宗の地方の宗務行政の責任者を解職された原告が宗務所長選挙の有効無効を争った事件です。本件の第一審判決は、「部分社会は自律的な法秩序によって自らの存立を保持し、自らの目的のために活動しているのである。……(したがって)……国家の部分社会に対する法規整の程度は一に立法政策によるものであって、部分社会は国法に違背せず、公序良俗、公共の福祉に反しない限り、自治的な法によってそれ自身を規律し行動しうるものである。……国民が平等に享有すべき市民的な権利や国民の自由が問題となるような紛争……(でない限り)……部分社会は自治法をもって紛争の最終的な判断や処分をなすことは差支ないのである。」と興味ある判示をしています。この判旨からいいますと、教団の内部的自律規範はそれが「国法に違背せず、公序良俗、公共の福祉」に反しない限り、教団内部の紛争について最終的判断ができることになり、司法審査権は、この限界を越えたときにだけ及ぶことになるということになりました。もっとも、控訴審判決は、「団体と構成員間または構成員相互間に右規則(宗教団体が定立するその目的、組織、運営を定めた自律的規範、筆者注。)にもとづく紛争が起きた場合に、右規則にもとづきその団体の自主的な解決に委ねるべきことを定めている場合にも、もし右紛争が法律上の争訟であって、それが解決しない限り、当事者は最終的にはすべて裁判所に出訴して裁判を受けることができるとはいうまでもなく、(憲法第七六条第一項、第三二条)、また裁判所が憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判する権限をもつことは、裁判所法第三条第一項の明定するところである。」と、第一審判決とはややその趣旨を異にする判示をしています。この場合でも、何が法律上の争訟に該当するのかという問題になりますと、随分と困難な解釈を要求されることになりました。

④近松別院事件は、宗派に無断で近松別院の財産処分をなした輪番が、宗派の懲戒機関である監正局から懲戒処

分を受けたことを不服として、宗派を相手として、懲戒処分は無効確認を請求したものです。この判決は、裁判所第三条第一項との関係に論及し、「本件懲戒処分の無効確認請求が法律上の争訟の対象となり得るか否かにつき検討するに、一般に、懲戒処分がそれによって多少の一般社会生活上の不利益を派生させるとしても、主として団体内における資格、名誉の停止、剝奪等内部規律の問題にとどまるときは法律上の争訟に該るものとは言えないが、たとえそれが派生的に生じるものであっても、その処分によって一般社会生活上の重大な利益が侵害されるときは、法律上の争訟の対象となり得るものと解すべきである。」と判示したうえで、本件懲戒処分の内容（五年間の重戒）が重く、そのため諸種の補充的収入を失わせるなど、「その宗教活動を事実上大巾に制約し、重大な経済上の不利益を派生させることが明らかであるから」、法律上の争訟の対象となりうると判示しています。この判決の論旨からしますと、懲戒処分の内容が一義的に問題にされることとなりますが、懲戒処分に関する問題は、これだけに留まらず次の諸点も問題となるように思われます。

第一に、懲戒処分の内容を規定する自律規範（たとえば、懲戒規程など）の構成要件的内容およびその具体的適用が、公序良俗、公共の福祉に違反するときは勿論、近代市民法的権利概念に抵触する場合には、この問題に関する評価、判断はそれ自体法律上の判断対象と考えるべきでありましょう。

第二に、懲戒処分が適正な手続で行われることが、部分社会の自律性を認める前提でありますから、懲戒処分手続の適性法に関する判断は常に法律的な争訟と解すべきでありますし、このことは、その判断の対象が「法律上の争訟」とされないときでも、司法審査の範囲に入ると考えるべきです。たとえば、住職の懲戒理由が宗教的なものであったとしても、その手続の適法性を裁判上争うことは可能と解さなければなりません。この点では、④銀閣寺事件大阪高裁判決が、「宗派規則、宗制、寺院規則に何ら明文がないのかかわらず、宗派管長に、末寺の住職、従ってその代

表役員、責任役員たる地位を剝奪するような降階処分が、懲戒ないし制裁として許されるかどうかは頗る疑問であり、……むしろこれを否定するのが相当である。」と判示していることは評価されてしかるべきでしょう。

以上、住職たる地位をめぐる紛争と宗教団体内部の懲戒処分と裁判所法第三条第一項との関係についての若干の判例の流れを概観してきました。本日の報告は、判例の傾向を見ることが中心であり、余り問題点の整理はしていません。むしろこれらの問題につきましては、今後の学会の研究にまっべきでありましょう。